個人研究

北関東における近江日野商人と酒造業

―宗教倫理と経済的社会化―

窪田和美

はじめに
1．栃木の日野商人と酒造業
2．栃木と近江を結んだ要因
（1）蒲生氏郷と日野商人
（2）近江日野の酒造家と越後杜氏
3．真岡市の辻善兵衛家
4．茂木町の島崎泉治家
5．真宗門徒の社会的性格とエートス
（1）真宗門徒の社会的性格
（2）家憲に現れた真宗門徒のエートス
おわりに

はじめに

近江出身の商人を一般に「近江商人」というが、その特徴の一つが「他国商い」であった。他国商いとは家族を近江に置いたまま、一家の主が単身で他国に赴き、稼業に精励することをいう。この就労形態は商家の主だけでなく、その従業員にもみられた。つまり近江の商家では、従業員も近江出身者で占められていたのである。

家族を近江に残し、商家の主と従業員が起居を共にしながら稼業に専心していた。したがって、近江商人という呼称は、個人のみならず、商家あるいは商店（会社）を対象として呼ばれることもあった。近江商人に共通しているのは、出身地である近江に誇りを持ち、神仏や祖先を敬い、

その集団（一族）の結束が堅く、社会貢献に尽力したことである。(1)

このように家族と離れて稼業に従事することは、近世の創業期以来、戦後もしばらく継続されてきた。しかし商家が会社組織に改編され、法律上の家制度が廃止されたことを契機に、近江から稼業地へ住居を移す商家が増えた。とりわけ近江から遠距離となる北関東地域で酒造業を営む日野出身の商家には、その傾向が強くみられた。

転居によって出身地である日野との関係がすでに断絶されてしまったかというと、決してそうではない。土地、家屋、菩提寺、墓など出自や系譜に関わるものは、今でも維持継続されている。要するに戸籍や登記簿などは、従来通りで変更していないようである。そして創業以来の先祖を崇敬する年忌法要は、出身地の菩提寺で勤めるのが当主の責務とされている。換言すれば、家の継承と稼業隆盛こそが、近江商人にとって重要だと認識されている。

さらに他国における同郷同業種の信頼関係は、今日でも堅持されている。酒造業者としてのライバル意識を超えた同郷人ネットワークは、すでに江戸期に構築されていたのであるが、数百年後の現代にも有効に機能している。

本稿では、近江の日野出身で江戸期に酒造業を創設した2軒の商家に焦点をあてる。両家に伝わる家憲、店則等を検討することで、次のような命題に迫ろうとするものである。

まず、日野出身の商人たちが、近江から遠隔地である北関東の下野（栃木）という地で酒造業を創設した社会的、宗教的要因はどこにあるのか。さらに、長期間に渡り、稼業が存続継承されてきた社会的背景と彼らを駆り立てた精神構造は、いったい何であるのか。そして、北関東における酒造家日野商人と越後（新潟）の杜氏との出会いが、宗教倫理にもとづく経済社会化をうながしたことに注目するものである。

ところで近年、滋賀在住の若い世代に「近江商人」が通じないことがある。江戸時代の歴史用語としての認識も危ういようである。滋賀は、京都に隣接しているためその存在が薄いと言われるが、日本列島のほぼ中央に位置していることで、歴史上も経済上も重要な位置を占めてきた。京都や大阪という近隣都市の影響も受けながら、決して田園風景や農業だけで発展してきた地域ではない。

戦後わが国の高度経済成長期に、その牽引役となった商社を生み出した地域でもある。総合商社のルーツが、近江出身の繊維問屋あるいは繊維製品を販売する商家であったことは、あまり認知されていないようである。このような商家こそいわゆる近江商人と呼称されていた。また各商

家には、地域に根づいた宗教倫理にもとづく家訓や家憲が残されている。その中に現れた近江商人特有の価値観が、拝金主義が罷り通っている近年のわが国の経済状況に、一石を投じるきっかけとなれば有り難い。

1．栃木の日野商人と酒造業

日野の商人たちは、近世初頭には集団を構成して街道を歩き、関東地域に出かける者が多かった。江戸初期に、行商人たちが歩いた街道は、いわゆる表街道とされる東海道ではなかった。道の勾配が急峻であっても、日数が稼げる東山道（中仙道）を使っていたのである。東山道は、近江から美濃、飛騨、信濃、上野、下野の諸国を通って東北にまで通じている。近江から北関東に向かうには、東山道は極めて好都合であり、東山道を使うと、近江と下野（栃木）は一本の街道で結ばれることになる。行商人たちは、東海道のように大井川の川留めという不可抗力で日数を無駄にすることなく、たとえ険しい道であっても、確実に日数が計算できる道を選んだのである。

江戸初期の日野商人たちは、売薬や漆製品等を扱う行商人であった。その後次第に資金を貯めて酒造株を手に入れ、酒造家となる者が出てくるようになった。その方法は、行商人として一定の蓄えを元手にして、新しい店を創設するのではなく、造り酒屋に雇われてその手法を習得し、酒蔵とその営業権を譲り受けるという形で、店を持つものが多かった。しかも年貢である米を原料とする酒造りは、誰にでも許される業種ではなかったのである。多額の資金を必要とするうえ、一定の酒造株を入手した者にだけ、その営業が許されていた。

それでは、近江商人のうちで日野出身の商人の多くが、なぜ北関東方面で酒造業を開設するに至ったのかをみていこう。このことをめぐって北関東、現在の栃木や茨城方面に現存する日野出身の酒造家を数軒たずね歩いた。そこでわかったことは、まず北関東地域には良質の水系が存在することであり、これが醸造業に適しているということであった。

江戸中期には、日野出身の醸造業を営む商家は数十軒を数えたというが、今日まで継承されているのは十数軒である。現存している商家は、広大な敷地内に酒蔵を有する商家であった。結局、現在聞き取りができる商家は、数百年間継承されてきた商家に限られるが、商家継承の要因を探ることが目的なので、転廃業した商家は対象としないことにした。

いずれの商家でも創業時以来、商家経営を目的に近江の日野から北関東に向かっている。当然、本拠地である本宅は、近江に残した他国商いである。この他国商いの理由を危険の分散だと解釈する説もある。確かに家屋敷をすべて処分して、商いに赴いても、必ずしも成功するとは限らない。稼業の隆盛が確信できるまでは、家屋敷はそのままにして出稼ぎに徹するという慎重な態度を危機回避と解釈したものであろう。

「八幡の大店（おおだな）、日野の千両店（せんりょうだな）」という言い伝えがある。これは次のようなことを意味している。近江八幡出身の八幡商人は、大きな店を町の一等地に持つことを目的とするが、日野商人は、各地に小さな店を数多く所有しているというのである。当初の行商から北関東のこの地に拠点を置いて出店を設け、そこが軌道に乗れば、また枝店（えだみせ）を持つというように、近江日野の本宅を核にして、親族縁者が分家や別家として商家経営を展開してきたようすを現わしている。したがって一商家が、複数の店を持つこともあり、当該商家から分家や別家として独立した商家もみられる。この商家同士の関係は、代替わりしてもなお継続され、いわゆる商家同族団を形成する場合もあった。

しかし戦後の経済復興期を経て、国内の経済状況が安定してくると、商家の経営者は、日野に置いていた本宅の機能を居住する北関東に移転した、という商家が多くなった。すなわち、近江日野の本宅で暮らしていた妻子が、北関東に移って家族が同居するという生活に転換した。しかし従業員の中には、従来通り定年退職の時期までは家族と別居の単身生活を続けた人たちもみられた。

結局、日野から北関東へ転居した酒造家は富裕層が多かったので、戦後の農地改革や財産税や相続税等の支払いを契機に、土地（山林、田畑）や家屋の某かを処分して、北関東を生活の本拠とすべく、日野から転出してしまったのである。また戦後の民法改正により法的に家制度が解体されたことが、転居に拍車を掛けたとも言えるであろう。(2) さらに当時の主要交通機関であった鉄道の幹線から離れていた日野と北関東は、距離だけでなく心情的にも遠く隔てられてしまったのである。

したがって今では、商家の当主は会社組織となって社長となり、先祖の出自である近江日野に愛着と誇りを持ちながら、伝統的な商家の心情を受け継いでいると言える。それは明示的には、屋号にそのことを見いだすことができよう。某株式会社とはせずに、先祖から代々襲名してきた屋号がそのまま会社名として受け継がれている。近江の日野を出自として、その出自を誇りとする精神は、現代を生きる当主にそのまま継承されているのである。

2．栃木と近江を結んだ要因

（1）蒲生氏郷と日野商人

日野商人の活躍には、日野城主であった蒲生氏郷（がもうじさと）の転封が大きな転機になった。すなわち、蒲生氏郷は天正十二（一五八四）年、伊勢松阪に国替えとなった。その後さらに奥州会津に転封となっている。このとき日野の商人たちは、城主にしたがって共に伊勢松阪、会津へと移住した者も少なくなかった。また移住しなくても、城主の国替えをきっかけに日野と松阪、日野と会津を行き来する行商人が増えて、関東から東北地方に商圏を拡大した。

しかし文禄四（一五九五）年蒲生氏郷は四十歳で病死し、その子秀行は慶長三（一五九八）年減封されて、会津から北関東の宇都宮に国替えとなった。このとき日野商人たちは、商人としての情報収集とその情勢判断から、不穏な関西を避けて平穏な関東へ、かつての城主であった蒲生家を頼って宇都宮に移ったという。蒲生家では彼らを御用商人として取り立てるようになり、宇都宮には彼らの移住先として「日野町」という名称が誕生している。(3)

このようにして日野商人が、城主を慕って歩いた街道は江戸期になって中仙道として整備されるようになった。街道を行き来することで、他国の情勢を知る機会を得ることになり、結果的には販路の拡大にも繋がった。

近江日野から草津に出ると、街道は東海道と中仙道に分かれている。奥州会津に向かうには、中仙道を飛騨、信濃から上野、下野を通じて武蔵、陸奥へと行くことになる。したがって、日野と下野の宇都宮とは、中仙道という街道で繋がっている。この街道は、川留めがなく関所が少ないため、東海道に比べて短期間で到着できるというので、商人たちの多くはこの街道を利用した。

日野と北関東が一つの街道で繋がっていたことと、かつての城主を頼って宇都宮周辺の地域に商圏の手がかりを見いだすことで、往来が頻繁になり北関東地域との関係を深めることになったのである。もちろん近江商人のなかには奥州に進出して紅花を、さらに北海道の蝦夷地にまで足を伸ばして、昆布、干鰯等の取引で成功を収めた商家も見られた。

さらに、日野商人が商機を図る際に有効に機能したのが同郷の商人同士による仲間集団の構築であった。この商人仲間の集団組織を「日野の大当番仲間」と呼んでいる。近江日野出身という同郷の仲間集団は、ある時は商売上のライバルであり、またある時は危難に遭遇した際の助け合いの互助組織ともなった。

もっとも効果的な機能としては、行く先々の街道筋で商人宿として契約した定宿が、彼らの便宜を図ってくれることであった。定宿に荷受けの委託や書状の受け渡しを依頼することもあった。街道を歩いて行商をしたとされる初期の商人たちは、かさばることなく軽い商品として、売薬や漆器類を扱ったが、その後次第に商品を持ち歩くのでなく、あくまでも卸売りとして見本となる商品だけを天秤棒で持参して街道を歩き、もっぱら定宿を通じて販路の拡大をして商圏を拡げたと言われている。したがって、定宿を利用することで互いの情報交換ができ、周辺地域の情勢を探る重要な手がかりとなったのである。

この同郷の商人仲間として構築された緊密なネットワークは、現代にも息づいているという。現に酒造家として数百年間家業を継承してきた北関東の商家の当主は、今でも困ったときや相談ごとは、日野出身の酒造業者に相談することがあると言う。同郷の同業者であるという仲間意識は、数百年を経た現代もさらにその結束を堅くしている。

(2) 近江日野の酒造家と越後杜氏

それでは、何故日野出身の商人は多額の資金を必要とする酒や醤油、味噌の醸造業で、商家を為したのかという要因を見ていくことにする。肥沃な土地に恵まれた米の産地近江に比較すれば、関東の北部地域は土地がやせているため、開墾をしなければ農作物は育たなかったという。土壌の質そのものに問題があり、栽培作物の収穫ができないから、江戸中期頃のこの地域の農民は生活にも困窮していた。

このように土壌環境が良くないため耕作を諦めて、賭け事に執心する農民が多かったという。そこで貧困に喘ぐ農民に対して、勤勉に働くことを奨励したのが二宮金次郎であった。彼はこの地域の出身ではないが、藩や領地の財政改革の腕を買われて、宇都宮周辺に住んで尽力したという。二宮金次郎の報徳運動が近江商人にも影響を与えたことは、すでに別稿で論じたので(4)ここでは触れないこととする。

農作物の豊かな収量は望めなかったが、北関東地域は良質の水脈に恵まれていたため、かなり早くから醸造業が発展していた。しかし、江戸期

は年貢を米で収納しているので、その米を原料とする酒造りには、誰もが容易く参入することができなかった。他方、年貢は米であったが、貨幣経済が次第に発展する時期を迎えていた。この時期に日野から来た商人たちは、行商や出店で蓄えた資金を元手に再投資をして質屋を経営するもの、あるいは酒造りを習得するなど、さまざまな展開がみられた。

日野商人の北関東での業種は、酒、味噌、醤油等醸造業へ進出したものが多いとされている。その理由として次の二つが考えられる。一つは、貸借関係の不決済によるものであった。質物として預かった米穀の処理のためであり、地元の酒造家に資金を貸し付けその担保にとった酒蔵、酒造用具一式が残ったので、余儀なく酒造業を始めたという場合である。

二つには、酒造家相手の質屋経営の堅実さから、地元の農民からも信用を得て、産米の倉庫保管を依頼されていた。その産米を元に農民にも資金の融通をしたが、その米の処分から醸造業を始めたという場合もある[5]。そしてやむなく始めた酒造業ではあっても、手元の資金で酒造株を買い受けるなど、経営を軌道に乗せたというのである。酒、醤油や味噌は必需品であり、しかも販路は人口集中の関東一円であり、その運輸手段としては、水運が利用された。

このように多額の元手を必要とする酒造業で大成するには、城主との信頼関係を結ぶことも必要であったに違いない。先にも触れたとおり、貨幣経済が発展していく中で、武士階層への資金融通もあったと想像される。いわゆる御用商人となった商家もみられたが、彼らは豪商として名を為すわけではなく、依然として近江出身の商人としての商人倫理を堅持して家業を継承してきた。その態度こそが、今日まで酒造業を継承してきた誇りとされている。

さて、酒造りに欠かせない杜氏は、北関東の栃木では越後杜氏を使っていた。越後は、浄土真宗寺院が多く熱心な門信徒が多い地域でもある。そのためか、元来真言宗や天台宗の寺院が多い栃木県にあって、酒造業の盛んな真岡地域には、浄土真宗大谷派の寺院が多くみられる。おそらく越後から杜氏として働きに来た人たちが、お寺も持ってきたからとされている[6]。

杜氏とは、就労時期が冬期に限られた職人集団である。雪国越後の冬は寒さが厳しいため、ほとんど仕事に恵まれない。そこで、関東方面に冬期の出稼ぎとして、収入を得ることは江戸期から行われていた。寒中泊まり込みで厳寒に耐えながら、醸造仕事に従事することを自ら買って出たものである。いわば関東人の嫌う苦しい季節労働にも、忍耐力と持久力で、成し遂げた伝統は現在にも引き継がれているという[7]。

したがって栃木の酒は、近江日野商人の関東進出と越後の杜氏が造り出すと言われてきた。江戸中期から明治までに、下野に来て酒造りに関わった日野商人は数十名であり、また越後から杜氏として出稼ぎに来た杜氏も数千人に及んだとされている。さらに、杜氏として蔵に働く越後人の気質につき、「忍耐強く人から仕事を頼まれれば遠く信州、上州の山々を超えて、はるばる下野まで出稼ぎに来たので、その性質は穏健、しかも実直で、事、成らずんば止まずの信念を持ち、根強く生き抜く気概が旺盛である。盤根錯節も厭わず苦しい仕事を為しとげるという資質の底には、同地方に広く流布されている一向宗（浄土真宗）の信仰による影響も少なくない。ために、関東地方に一向宗を植え付けたのは、江戸時代に大いに活躍した越後の出稼ぎ人である」[8]とされている。

そのうえ、越後から来た杜氏が雇われた酒造家のなかにも、浄土真宗を家の宗旨とする家が多かったので、彼らにとっては冬期の厳しい労働のなかにも心安らいだことであろう。

近江も浄土真宗寺院が多く、たとえ出店地に真宗寺院がなくても、宗教を日常生活のなかに取り入れて、阿弥陀仏に帰依している家がほとんどであった。とりわけ親鸞上人を開祖とする浄土真宗では、親鸞上人の誕生や遷化を重要視していて門信徒にとって、当該忌日には商家でのお勤めが励行され、従業員一同も仏前にお参りする光景が見られた。このように商家で働く従業員や杜氏が、宗教儀礼を通じて彼らの一族意識をより強固にしたのではないかと思われる。

冒頭で社会的、宗教的要因として触れたのは、この越後からの杜氏による関わりである。日野商人も越後杜氏も、ともに家族と離れて、勤勉に忍耐強く働くことがその特徴とされている。その共通の気質が相乗効果を産みだし、「栃木の酒は日野商人の関東進出と越後杜氏が造る」と世評されたものと確信するのである。

3．真岡市の辻善兵衛家

栃木県真岡市には、先祖が近江日野から来たという蔵元が二軒存在していた。そのうちの一軒、辻善兵衛家は、屋敷の周囲が大谷石（おおやいし）を使った石塀で囲まれている。大谷石は、宇都宮の大谷町から産出する凝灰岩である。凝灰岩は、火山の噴出物が地上や地下に堆積、凝結して出来た岩石で、

耐久性に富み、寒暖の差を伝えないうえ、石のなかでは比較的柔らかで加工しやすく、火に強いという性質から酒蔵に適している。この地域では地元で産出することから大谷石を使った蔵や石塀をよく見かける。

辻善兵衛家の前の道路は関街道（せきかいどう）といい、下野の国から東北地方に繋がる街道筋にあたる。このように街道に沿ったこの場所に酒蔵を開いたことも、近江商人辻善兵衛家当主の進取の気性に富んだ行動であろう。

広大な屋敷をもつ辻善兵衛家は、同家に残された記録によると、近江国蒲生郡日野上野田（こうずけだ）村の出身である。宝暦四（一七五四）年、先祖の辻與兵衛は、下野国那須郡烏山金井町の堺屋三左衛門宅に身を寄せ、商況を探り煙草の売買を始めた。烏山の堺屋については、「因アル近江店ナリ」とあるので、同郷のつてを頼り下野に出てきたのであろう。その商い（煙草の売買）で利益を収めた後、宝暦五年八月に、真岡荒町の問屋茂左衛門の周旋で田町の釜屋六兵衛所有の酒造場を借り受け、この地に根を下ろすことになる。初代與兵衛は、宝暦十二（一七六二）年に死亡しているが近隣の般若寺に埋葬されている。(9)

屋敷のすぐ傍にある般若寺は天台宗の寺であり、辻善兵衛家の日野本宅の宗旨は、浄土真宗大谷派である。ところが江戸中期、下野の国には、浄土真宗の寺院はほとんどなかったうえ、交通の不便から、近江でなく出店先であるこの地に葬られたのであろう。時代が下り、酒造りや醤油造りのための杜氏が越後から季節労働として雇われるようになると、この真岡地域にも浄土真宗の寺院が建立されるが、辻善兵衛家の初代が亡くなった頃には、まだ浄土真宗の寺院はみられなかったのである。

出身地近江とのつながりをみると、戦前までは当主が近江日野と栃木の真岡を往復していた。つまり本宅は近江の日野に置き、妻子は近江暮らしであった。戦後生まれで十五代という現当主の辻氏も幼少期までは、近江の日野で生活した経験をもつという。当主と同様、店の従業員も近江日野から来ていた。したがって彼らの妻もそのほとんどが近江出身であり、辻家で働く従業員は、家族を日野に残して北関東で稼業に精進して、日野へ戻るのは年に数回であった。長期間、日野を離れて出店で亡くなった従業員は、初代與兵衛が葬られた真岡の般若寺に埋葬された。このように商家と商家で働く従業員の間には、一族であるという共同体意識や固い結束が生まれる。近江商人のなかには菩提寺や墓までも一族として共同にする商家もみられる。

現在の辻家当主によると、近江商人の特徴であった従業員も日野出身とする形態は、戦後になって見られなくなったという。民法改正により、

家制度が解体され家督相続も消滅し、いわゆる家意識も希薄化してしまった。明治四十三（一九一〇）年生まれの十四代当主が、最後の家督相続をした世代であるという。近江商人は、家族規模で中小企業的な経営形態であれば、その理念を次の世代に伝えることができる、大きな会社組織となれば理念の継承は難しいというのが、辻善兵衛家当主の考えである。近江出身であることに誇りを持ち、先祖から受け継いだ精神は引き継いでいきたいが、急速な社会の変貌に少々戸惑っているという。

『真岡市史』によれば、辻善兵衛家には、中興の祖である初代與兵衛が酒造業をはじめて数年後の宝暦六（一七五七）年から寛政六（一七九五）年までの「店卸帳」が一冊にまとめて遺されている。この他にもさまざまの文書から、酒屋開業当初は近江出身の商人に出資を仰いでいることが記録されている。江戸後期には、酒造だけでなく近隣地域に出店を設け、質屋営業を行い貸金や不動産購入もさかんとなり、醤油造りも開始されている。(10)

辻家は、江戸中期に創業して約二百五十年以上、現当主で十五代まで継承されてきたが、近世から近代への変遷、戦後の価値観の変化、社会の変貌により業種を変えることなく継続していくには、一言では語り尽くせない努力を要したであろう。当主のなかには早世した人や相続をめぐる争いもあったかも知れない。明治以降義務教育が浸透する中で、従業員の教育、当主の心得を文字にして遺そうとしたのは、十三代当主の辻善兵衛武光であった。現当主の祖父に当たる善兵衛武光が、記述した「辻家憲店則」を以下に掲載して、(11)その主旨を読みとっていきたい。

明治丁未四拾年正月調書

辻家憲店則　全

辻　善兵衛

維時丁未四拾年一月一日

辻　家　憲

外ニ家訓

辻　家長

辻　家　憲

第壱条

我家督を承継して戸主たるものを家長といふ

（我が家では、家を継ぐ戸主を家長とする）

第弐条

家長は我が家全部を統督し家道の安寧営業の隆盛を以て本分とす

（家長は、この家のすべてをとりまとめて、一家の暮らしが安定するようにそのため商売が繁盛するように努力すること）

第参条

家長は皇室を尊崇し神仏を敬すべし

（家長は、皇室を尊敬して神や仏を崇敬すること）

第四条

家長は慈善を旨とし陰徳を重んずべし

（家長は、憐れみや慈しみの心を持ち、他人に知られずに施す恩徳の心掛けを重視すること）

第五条

家長は祖宗の祭祀を厚くし子孫の教育を怠るべからず

（家長は、先祖祭祀に勤めると同時に、子孫の教育を疎かにしないこと）

第六条

家長には親戚に親和し永々交誼を保持すへし

（家長は、親戚とは親交を堅くして、いつまでも交際を保ち続けること）

第七条

家長には店則に依り我一家の傭員を任免黜陟賞罰す

（家長は、店則に基づいて功績のあった従業員は登用するという人的配置をすること）

第八条

家長には分家別家及有功者の愛撫優待に注意すへし

（家長は、分家や別家及び功労者だけを優遇するような態度は警戒すること）

第九条

家長は家務に精励し時勢に供ひ営業を処理し以て財産を整理し家道の鞏固に備ふへし

（家長は、家に関わる業務に専心して、時代の趨勢によって商売を縮小して財産を整理するなど、一家の暮らしが揺るがないようにすること）

第拾条

家道の泰否とは任用其人を得ると否とにある家長は宜しく傭員の能不能を甄別し褒貶黜陟に注意すへし

（家計・家政が安泰かどうかは、信頼すべき従業員の存在で決まるから、家長は従業員を雇う際にはその能力をよく見極めて、褒貶黜陟には警戒すること）

第拾壱条

家長嫡子なきときは法律に定むる順序に依り家長を選択す

（家長に跡継ぎがいないときは、法律で決められた順で家長を選ぶこと）

第拾弐条

家長未成年者又ハ女子なるか若しくは家務を統率するに堪へさ

るときは親戚又ハ後見人中より後見人を定め家事一切の事を委任す

但し此場合ニは親戚会議及重役会議の議決を経らざるへからす

（家長が未成年者か女性、もしくは家をまとめることが無理な場合には、親戚や後見人から代表を選び、家計や家政を委任すること。但しこの場合は、親戚会議及び重役会議の議決を経る必要はない）

第拾参条

一家内事に関するものと雖重大の事件ハ重役に詢議の上処理するを要す

（この家の私的な事情に関することでも、重大なことと判断すれば重役会議に図って処理すること）

第拾四条

一家内事に関する諸般の費用は重役に詢議の上定額を定む

（この家の私的なことに関する経費は、重役会議に図った後、一定額を決めること）

第拾五条

家長は毎年春秋決算期に於て出店を巡視すへし

（家長は、毎年春と秋の決算期には全国の出店を見に行くこと）

第拾六条

家長ハ毎年一回決算期に於て重役を召集し重役会を開き本邸及出店の事務を詢議すへし

（家長は、年に一度の決算期に重役を招集して本宅及び出店の事務につき決議すること）

第拾七条

一家大事ニ関する〔こ〕と起らば家長は臨時重役会を召集すへし

（この家にとって大事なことが生じた場合、家長は臨時重役会を招集すること）

第拾八条

家長若し家憲及店則を改廃せんとするときは重役の詢議を経ることを要す

（家長がこの家憲や店則を改正するときは、重役会議の決議を経ること）

第拾九条

家長は重役会を裁決し凡ての規則命令を裁可す

（家長は、重役会議で裁断して、すべての規則や命令を許可すること）

第弐拾条

家長ハ猥りに投機的の行為をなし又ハ他人の連帯保証を為す事を得ず

（家長は、容易く投機取引や他人の連帯保証をしないこと）

第弐拾壱条

縁組に関しては血統の正しきを以て専一とし旧家を選ふへし

（縁組みは、家柄の良いことを第一に考え、旧家を選ぶこと）

第弐拾弐条

家長は酒色を謹み質素を旨とし衛生を重んじ健全なる身体と精神とを養ふへし

（家長は、酒席を慎み生活は、質素にして、衛生観念を尊重し健康な体と精神を維持すること）

第弐拾参条

家長にして酒色放蕩に耽り又ハ家名を汚し家道を顧みさる行為ありたるときは親戚会議又ハ重役会議により隠居せしむべし

（家長が酒に溺れ、品行が修まらず、また家名を汚し一家の暮らしを顧みないような行為に及んだ際には、親戚または重役会議で隠居させること）

第弐拾四条

家長の子弟又ハ分家別家の子弟が出店に勤務するときは或年限間店員同様に使用す

但し親族の子弟も同様其年限ハ家長之を定む

（家長または分家や別家の子弟が従業員として、出店に勤務する際には、一定期間は他の従業員と同様に扱うこと、但し親族の子弟も同様とするがその期間は家長が決めること）

第弐拾五条

家長は家憲に依り妻子眷族を訓導撫育すへし

（家長は、家憲によって妻子や一族を教え導き、慈しみ育てること）

第弐拾六条

家長は日常質素を基礎とし他の驕奢贅沢の悪風は絶対的に廃捨すへし

（家長は日常生活を質素にして、権力や勢力によった贅沢な習慣は絶対に捨て去ること）

第弐拾七条

家長は一家団欒道義を堅守し決して破廉恥の行為あるべからず

（家長は、一家が楽しく和やかに過ごせるよう道徳を守り、決して恥知らずの厚顔無恥な行為をしないこと）

第弐拾八条

家長は世涯社交すへきは仁信義を主意して謙遜譲歩ノ態度を以てすへし

（家長は、生涯を通じて交際には思いやりと信頼と道理にかなうことを尊重して、控えめで譲り合いの態度をもつこと）

第弐拾九条

家長は徳義心を無視すへからず

（家長は、道徳上の義務やそれに従う心を無視してはならない）

第参拾条

家長は不義〔義〕鉄面織たる貪欲心匿〔惹〕起すへからず

（家長は、道に背き、恥を恥とも感じない欲深い心を起こしてはならない）

第参拾壱条

家長は忍耐勤勉を基とし如何の苦楽あるとも松栢節操ノ如ク自若ノ態度ヲ取ル事

（家長は、忍耐や勤勉を基本として、どのような苦楽があっても松や柏の常緑樹のように、大事に遭遇しても平常心を失わないこと）

第参拾弐条

家長は世俗風波したる嘲語及与論等に迷喪せず自己の真摯の態度を取り世交すへし

（家長は、世間の風評やあざけりや世論に惑わされず、自身のひたむきな態度で世渡りをしていくこと）

第参拾参条

家事質朴の態度も或る〔低〕程度にて余り極端なる行意に至ては却て吝嗇に流れ世涯社交すへからざる獣類と世に看做せられ家名を汚し依て家長は時機に応し注意すへし

（家庭内の事柄では、律儀な態度もある程度にしないと、あまり極端になれば出し惜しみをしているとか、つきあいきれないと思われるので、逆に家名を汚すことになるから、その時々に応じて注意すること）

第参拾四条

家長は祖先より世襲財産を承継し相続するも自己の財宝として謀断するへからず

（家長は、先祖からの財産を承継して後継者に相続するのであるが、決して自分の資産と考えてはならない）

第参拾五条

祖先より世襲財産を承継したる暁は大切に其の時勢に応し鞏固の方針を以て相続し得るへし

（祖先より世襲財産を承継した際には、当該家産を大切にしてその時々に確かな方針に沿って相続すること）

第参拾六条

家長は先祖より承継したる出店の不動産は店宝として堅固に保護し収益は店宝として永遠に積立つへし

（家長は、先祖から承継した出店の不動産は、店の財産として大切に保護し、収益は店の財産として永遠に積み立てること）

第参拾七条

家長は先祖より承継したる出店地の不動産の内山林伐木金は女子嫁入仕度費に積立て伐木後山林苗木は店支弁申可事

（家長は、先祖から承継した出店地の不動産のうち山林伐木金は、娘の嫁入り支度金として積み立て、伐木後の山林苗木代は店の経費とすること）

第参拾八条

家長は本邸年度決算及出店々卸決算一ヶ年度毎ニ九月三十日必ず勘定すへし店卸決算利益は十分の□〔空欄〕は店積立金として永久に保存すへし其利益の十分の□〔空欄〕は店則に依り重役以下ニ配当賞与すへし

（家長は、本宅の決算及び出店の決算は、1年度ごとに九月三十日を決算締切日とすること、店卸決算利益金の十分の□〔空欄〕は、店の積立金として永久に保存すること、その利益金の十分の□〔空欄〕は、店則により重役以下に配当して賞与とすること）

第参拾九条

家長は出店本金利息は毎年度改本金に編入すへし若し本邸ニ登金は本年利息の範囲に於て致す可事

但し時入用とも登金は本金利息額を過すへからず

（家長は、出店資本金の利息は毎年度資本金に繰り入れること、本宅に送金の際には、利息の範囲とすること。但し、資本金の利息額を超してはならない）

第四拾条

家長は出店所有之有価証券の配当及公債証書の利息且つ店積立金利息は合金して店積立元金に編入すへし

（家長は、出店が所有する有価証券の配当や公債証書の利息、店の積立金の利息は、併せて店の積立元金に繰り入れること）

第四拾壱条

家長は先祖より承継したる本邸の田畑山林の総収入より地租雑費控除したる所得金は本邸会計編入すべし

（家長は、先祖から承継した本宅の田畑山林の総収入から税金を差し引いた所得金を本宅会計に繰り入れること）

第四拾弐条

家長は出店の風紀を改革し出店の損益に関する事件は重役会を開き詢議を以て実行すべし

（家長は、出店における道徳上の節度や規律を改革し、出店の損益に関わる事件は、重役会議で図った後に実行に移すこと）

第四拾参条

家長は先祖より承継したる本営業は必ず将来永遠永久に精励すへし

（家長は、先祖から承継したこの商売を必ず将来に渡り長く精励すること）

第四拾四条

家長は店積金及本邸相続金は臨時の場合と雖使用する事許さず

（家長は、店の積立金や本宅相続金を臨時と雖もその使用は許可されない）

第四拾五条

家長は世間に俗に頼母子講に加名又は世話方等は総て関係すべからず

但し万ヶ一義務上入講の場合は一口一回又は半口壱回掛捨て以て謝絶すべし止得時に於ては其四分一以内入講許ス

（家長は、世間でいう互助的金融組合に加入することやその世話人などすべてに関わってはならない。但し、万一義務的に入らねばならない時は、一口一回、または半口一回分は掛け捨てることで断るべき、止めるときには、その四分の一以内の入講は許す）

第四拾六条

家長は本邸及出店の建物増築又は修理の時は相当なる家相鑑定

の指導を以て断行すへし
（家長は、本宅、出店の増築や修理の際には、家相鑑定の専門家の指導を受けて実行すること）

第四拾七条
家長は祖先難苦を以て本邸及出店の其宝庫重立に付承継したる家長は其大恩を忘るへからず依て家憲及店則を恒久に堅守すへき也
（家長は、祖先が苦労をして本宅や出店の家産を維持承継してきたことを鑑み先祖の大恩を忘れてはならない、したがって家憲や店則は永久に固く守っていくこと）

我辻家興起以来年を閲する敢て短からすとせす其家法なきに非さらしが中頃家道の廃頽と共に離散消滅して漸く旧慣を忘れんとす今や時勢の進歩人情の推移と共に之れが再興の必要を感するに至れり即ち新法旧慣を折衷し家憲四拾七条を作り茲に之れを施行す我が子孫たるもの宜しく之れを格守すへし
（我が辻家が創設されて以来、その年月をふり返ると改めて短いとは言えず、その家法というものがなかったがために、一事家の暮らし向きが廃退すると共に離散消滅しそうになった。ようやくそのことが忘れられる現在になって、世相や人々の推移と共に、家を再興する必要を感じている。すなわち新しい決まりと古い慣習を併せて、家憲四十七条を作成して、ここに施行する。我が子孫となるものは、是非ともこれを堅く遵守すること）

4．茂木町の島崎泉治家

栃木県芳賀郡茂木町には、先祖が近江日野出身であり元禄十六（一七〇三）年の創業という酒造家、島崎泉治家がある。現当主で十代目というから、三〇〇年以上続いた旧家である。島崎泉治家の系譜を辿る前に、日野の行商人たちが、何故この下野国を格好の出店先として醸造業を営んできたのかを概観してみたい。

『茂木町史』によると、近世の茂木藩は、下野国芳賀郡茂木を中心に、常陸国筑波、河内、新治の各郡の一部を領有した外様の小藩であった。熊本五十四万石の藩祖細川忠興の弟である興元が関ヶ原の役後、慶長七（一六〇二）年にこの地に入り佐竹義宣と共に、秋田へ転封となった茂木治良の支配地茂木に、二十五か村一万五十四石で、慶長十五（一六一〇）年茂木藩をつくった。その後、元和二（一六一六）年興元は、大坂夏の陣の軍功で加増を受けた。そして参勤交代に便利な谷田部に在所を移し、谷田部藩と称した。しかし領地の六〇パーセント以上を占める茂木が支

配の中心となり、陣屋を置いてその機能を果たしていた。九代興貫（おきつら）は、明治四（一八七一）年に藩庁を茂木に戻したが、この年の七月明治政府により廃藩とされた。(12)

すでに述べたとおり、中仙道は京都から近江へ出て、近江の草津から東海道と分かれて、美濃、飛騨、信濃、上野を経て、板橋から江戸日本橋へ至るが、上野から下野へ向かうと、東北へ繋がる。したがって下野の国は、東北へ通じる要所としての役割を果たしていた。日野商人が慕っていた蒲生氏郷の領地会津へも通じていたが、慶長三（一五九八）年蒲生氏郷の子秀行の代に会津から宇都宮に転封となった。そこで日野の商人たちは、蒲生家ゆかりの宇都宮に移住する者もあり、蒲生家も彼らを御用商人として取り立てたというのである。下野全域に、日野商人が行商から出店を開いたのは、十八世紀に入ってからだとされている。(13)

さらにこの茂木は、八溝山系からの良質の水に恵まれた城下であった。醸造業にとって水質は最優先すべき条件であり、藩の中心地として、人と物が集積して各種生産品の需要が見込める地であった。それに加えて、物流のための河川と街道に面している。醸造を業とするものにとっては良好な地域でもあった。

近年まで当地域の食品を扱う業者のなかには、「水質検査で最も信頼性の高いのは、島崎さんのところの井戸だね」と好評を得ているという。(14)約三〇〇年以上もこの地で醸造家として続いてきた島崎泉治家が、地域の人々から信頼を得ている証左である。

『茂木町史』が記述している近江商人の特色は、商魂はたくましく、艱難辛苦に堪え、質素倹約に徹している。しかもその経営方法が合理的だとしている。①行商形態を執り、扱う商品が多種多様であった。②全国各地に出店を出し、その出店を拠点に商圏を拡大するか、それを機会に店舗商業に移行する商人も多かった。③業種が多岐に渡り、単なる商業だけでなく、金融業、醸造業など多角経営の者もあった。④経営手法が合理的で、危機の分散と収益の平均をねらい、帳簿の整備もなされていた。それに経営者の特色としては、勤勉、倹約、正直、堅実であり、家には代々伝えられた家訓、店則等の家法書がある。良質の商品を薄利で売り、客の信用を得ることが家業の永続に繋がり、投機的商法を戒めて、質素倹約を説いている。(15)

それでは、島崎泉治家の系譜をみていくことにする。蔵元としての屋号は、島崎泉治商店と称している。島崎家は近江日野の出身で、先述の通り元禄十六（一七〇三）年島崎七左衛門の二男であった利兵衛が、茂木藩領藤縄に栄屋利兵衛として酒造業をはじめた。二代、三代、四代と各地

に店を増やして順調に繁盛してきた。五代利兵衛の長男泉治が六代を継承したが、この時以来「泉治」の名前が襲名されている。九代となる現当主の父も、専一郎から泉治を襲名したというが、現当主の島﨑氏はまだ襲名していない。

島﨑家は、当初は薬の行商から出店を持って酒造家となった。一般の商人が酒造業を営むには、酒株を引き受けて借り受けによる醸造を始めることが多かった。そこで酒株を借り受ける資金を獲得するため、最初は質屋を開業する例が多くみられる。島﨑家の場合もおそらく酒蔵、酒造道具等を質物として預かり、それが質流れとなったので、その処分のため自らが酒造家になり石高を増加させていったというのである。(16)

家号を栄屋利兵衛と称した島﨑家は、茂木藩内で一、二を競う御用商人でもあり、藩主より紋付羽織を受領し名字帯刀を許されていた。しかし御用商人とは、実質上は藩の財政困窮時における資金援助の役割が課せられていたのである。天保五（一八三四）年に茂木藩では、二宮金治郎による報徳仕法として「茂木・谷田部領仕法」いわゆる藩の財政改革が実施された。御用商人として島﨑家当主も深く関わり功績を残したが、天保八（一八三七）年、藩主が大坂城の役職を得たため財政改革は打ち切りとなってしまった。(17)

現当主の島﨑氏によれば、現在の城山公園（かつての城跡）の一角は当家の所有地として登記されていて、殿様からもらった土地だと伝えられているという。それは江戸期に藩に対する資金提供の証であろうが、今更その城跡の一部を有効に活用することは出来ない。また殿様から羽織や刀をもらったとの文書や言い伝えもあるが、こちらも今では、何の役にも立たないという。当時の藩主と日野の商人たちの関係は、深い絆で結ばれていたと聞かされているが、現代人にはとても理解できないと談笑された。

また、島﨑氏は、先祖が近江からこの地に行商に来ていた頃は、関東平野の北部に位置するこの地域では近江のような米作が出来ず、もともとの地味の悪さもあって人々の生活は、決して豊かではなかった。荒れ地を開墾することから始めないと作物は育たなかった。そこへ京都や大坂の商法を身につけた行商人が、この地の人に受け入れられて当地で商売を始めたのではないかというのである。

確かに余所の土地で商売をさせていただくという近江商人特有の謙虚な態度と、その出自が近江の農村であり、村における生活経験を共有できることもあって受け入れられたのであろう。そのことが質屋としての信用を得て、米と同様の必需品である酒造りが認められた所以であろう。村落生活という境遇の理解が、信頼関係の構築に良好に働いたように思われる。

さて、島﨑家には、他の商家には見られない家訓というか、店則が残されているので、それを見ていくことにする。「出火之節用意並ニ役割」

という表題で万延元（一八六〇）年に作成されたものである。現在でも島崎家の店の長押に掛けられていて、文字の判読が困難なほど古色蒼然としていた。しかしこの風格のある店舗そのものが江戸後期の建築であり、創建以来一度も火災に遭わなかったというのは、まさしくこの「出火之節用意並ニ役割」がその役目を充分果たしたと言えよう。島崎家では、建坪一〇〇坪の酒の仕込み蔵も築二〇〇年を超えたものだという。

出火之節用意並ニ役割(18)

（出火の際に用意すべきこととその役割）

一．○神仏共清き風呂敷ニ包事

（神棚や仏壇に祀っているものは、清潔な風呂敷に包むこと）

但し、遠火之時は御灯明上ヶ可申事

（ただし、出火場所が近くでないときは、神棚に灯明をあげて拝礼すること）

主人　支配人

（その役割は、当主もしくは支配人とする）

其外万端差図

（その他すべてを指図するものの役目とする）

一．○内証たんす即刻棒差置事

（家計の帳簿書類を入れたタンスには、持ち運ぶための棒を準備すること）

前同断

（その役割は、前条と同じとする）

一．○帳場戸棚前同断

（帳場の戸棚も前条と同様、運搬用の棒を準備すること）

其時々帳場当差配

（その役割は、その時に帳場を預かる者とする）

一．○用慎長持即刻用意

（用心長持ちをすぐに準備すること）

右之内へ第一二質方帳箱・小道具質箱、但シ奥ニ有、両帳場当座帳、帳場廻掛付帳面類・出し置質物類・出し置帳面類、但、奥戸棚並ニ居間戸棚ニ有右順ニ入、長持・掛縄用意、外ニ蔵々固候上、鍵不残入ル

（この中に、質商に関する帳面を入れた箱、小道具類を入れた質箱を入れる。但し、奥にある帳場当座帳、帳場廻り掛売帳面類、出ている質物類や帳面類も入れること。但し、奥戸棚並びに居間戸棚にある物も、順に入れること。長持ちと掛け縄を用意して、他に蔵を固く閉めて、鍵も残らず掛けること）

質方帳場番頭差配

（その役割は、質方を担当している番頭がする）

一・穀蔵二ヶ所、戸・前窓共固候事
（二ヵ所の酒米蔵には、戸締まりをして前窓も固く止めること）
穀蔵方差配
（その役割は蔵の係りが指図すること）
一・質蔵二ヶ所、早々窓固置、戸前之儀は帳場並ニ勝手夜具類、其外相成丈ケ諸道具類込候後、戸前固候事
（二ヵ所の質蔵も早めに窓を固く閉め、前戸には、帳場や勝手にある夜具類、その他なるだけ諸道具類を置いた後、戸を固く閉めること）
帳場立廻人数
（その役割は帳場にいる者が担当すること）
一・酒蔵・醤油蔵・油蔵は杜氏へ申付、戸・前窓等為固可申事
（酒蔵・醤油蔵・油蔵は、杜氏に申しつけて、戸や前窓を固く閉めること）
但、両蔵共、夜具・諸道具之類相成丈ケ込候後、固可申事
（但し、両方の蔵とも夜具・諸道具類はなるたけ多く詰め込むことを固く申しつけること）

右は町内中町・上横町等都て近火之砌用意致、前書〇印仕候四口へは、慥成者壱人ツヽ、付添居、外人数ハ火先へ消ニ罷出可申、其時之風立見計、遠近ヲも杉皮屋根へ壱人ツヽ、上置可申、極近火之節迚も周章不申様心掛、前書順之通片付可申事
（右のことは、町内の中町・上横町等、すべて近いところで火が出たときに用意すべきことである。前に掲げた中で〇印を付けた四項目は、責任者を一人ずつ置いて、他の人々は火事現場へ消火に出ること、その際、風の向きに注意をすること、遠近に関わりなく杉皮を使っている屋根に一人ずつ人を上げること、すぐ近くが火元であっても、あわてふためかないように心掛けて、前条に書かれたことを順序通り片づけていくこと）

但シ、何れ之町にても、懇意又ハ取引之方へは握り飯用意之事、香之物・梅干等ハ有合ニ任可申候
（但し、いずれの町からの出火であっても、懇意にしている家や取引先には、握り飯を用意して、香の物や・梅干しなどはあり合わせでよいので持参すること）

右之条々、在店之面々平生相心得置可申事
（右の条項は、店にいる者ひとり一人が普段から心得ておくべきこととして申しつける）

万延元庚申年十二月
（万延元（一八六〇）年十二月）

当時の家屋はすべて木造であるため、商家が最も恐れたのは火事である。消火設備も不十分であったので、消火より延焼や類焼を防ぐ目的で出

火の際、近隣家屋が壊されることもあった。どのような業種でも商家の最大の災難は、盗難ではなく火災であった。したがって、火災に関してこのような事前の準備を文書にして掲げていたということは、現在でいうなら危機管理意識を持っていたということであろう。

この文書から、江戸後期の島崎泉治家が、質屋を経営していたことが読みとれる。貨幣経済が発達してくると、自給自足の農業だけで暮らしを支えられなくなって来た時期である。質屋を経営するには地元民からの信用がなければ、成立しないため、創業から約一五〇年余りを経た島崎家は、藩主にも資金を融資できるほどの地位を確立していたと言えるのである。

5．真宗門徒の社会的性格とエートス

（1）真宗門徒の社会的性格

既述の通り、栃木の酒造りには近江の酒造家と越後の杜氏の存在が重要な役割を果たしていた。その共通点は、それぞれ浄土真宗の門徒が多数を占めていたことである。

門徒とは真宗特有の名辞である。他宗の檀家に相当し、個人によって代表される家共同体でもあった。江戸期に一家一寺の制度が実施されたため、個人を意味した門徒は家を意味することになったのである。[19]

森岡清美によれば、門徒とは浄土真宗を個人または家の宗教として、特定の真宗寺院の財的責任を分担すると共に、その寺院に葬儀を依頼する人々をさす。[20] また、門徒は個人の場合でも、家の場合でも多かれ少なかれ門徒団をつくり、集団活動を行っている。だから門徒の宗教行事を一束の社会慣行として、個人と社会的慣行の中間に社会集団を介在させて、社会集団を通して門徒の宗教生活を明らかにすることができる。つまり、集団を社会学的立場[21]からみていこうとするのである。

さらに森岡は、門徒には他宗檀家にはみられない独特の社会的性格があり、その生活態度からみた具体例として内藤莞爾の近江商人と真宗[22]の問題を取り上げている。

そこでは、近江商人の中に真宗の篤信者が多く、残された家訓のなかから、職業を使命とすると共に、節約を励行し正直と誠実を重んじた。そ

の商人としての経済倫理は、浄土往生に対する報恩の行として職業的精進を意味づける真宗の教説に支えられたものである。具体的には、不正と貪欲を許さず、自利自他を説く真宗の教説を基盤とする。そして近江商人の経済倫理の少なくとも一部は真宗の職業倫理に影響されたものだ[23]と述べている。

内藤が指摘した近江商人の生活態度は、すでに見てきた辻家の「家憲」と島崎家の「出火の節用意並びに役割」にも現れているが、越後杜氏の生活態度にも共通するものがある。すなわち越後も真宗門徒が多い土地柄である。門徒集団の社会的性格である勤勉で忍耐強く、質素、倹約の生活ぶりは、杜氏としての職業態度にもみられたのである。

さらに、森岡がとりあげた次のような歴史的事実とも重なり、北関東における門徒集団の定着要因になり真宗道場（真宗寺院の前身）開設に結びついたものと思われる。それは江戸期の寛政五（一七九三）年頃、北関東の下野や常陸では、貢租の重圧と天明期の二度の飢饉により江戸や付近の宿場に欠落出奔する農民が多く、村落人口が流出していった。その際、谷田部藩茂木町の寺や下野の真岡代官所は、北陸や越後から移民団を召募したのである。もちろん藩主の内意を受けて移民を連れ戻り、代官所は公営事業として実施した。移民の誘致をし、移住先のわらじ親[24]となったのも真宗僧侶であった。移民は、絶家再興の形で田畑・公租・系譜・先祖の位牌をそのまま継承して村落の新しい構成員になった[25]。

つまり、酒造家に雇われた越後杜氏だけでなく、北関東には移民集団として真宗門徒が政策的に多数誘致されて来たので、この地域の移民団には正直・質素・倹約の生活態度と職業に対して勤勉で忍耐強い社会的性格がみられた。近江日野出身の酒造家も元来真宗門徒である商家が多かったため、門徒の社会的性格が茂木や真岡一帯の経済活動の発展に効果を発揮したと考えられる。

（2）家憲に現れた真宗門徒のエートス

有元正雄は、真宗門徒の倫理は複雑な諸徳目により構成されているが、それが彼らのエートス、つまり血肉となり習慣となって行動様式を規定しているという。ここでは、社会経済活動に関わる徳目とされる勤勉、正直、節倹、忍耐[26]をとりあげることにする。

エートスは、日本語で言い表すならば、精神構造とでもいうのであろうか、個人の行動様式を規定するとされるが、必ずしも本人はそれを自覚していない場合が多い。むしろ何らかの集団や社会階層の内部に共有されているものである。一般的に、倫理規範はしなければならないという外

側からの働きであるが、エートスは個人の社会行動を内面から突き動かしているとも言える。換言すれば、「せずにおれない」[27]行動様式のことである。その実例を「辻　家憲」を通してみていくことにする。

① 勤　　勉

勤勉（家業精進）は真宗門徒の中心的な徳目であり、早朝から黄昏まで長時間労働が篤信者のエートスとされている。具体的には時間の有効利用と、「虚妄の商」とも言うべき一攫千金をねらうような商業でなく、着実な商業をめざすものである。[28]

「辻　家憲」にも、「猥りに投機的の行為をなし又ハ他人の連帯保証を為す事を得ず」（第弐拾条）、「家長は世間に俗に頼母子講に加名又は世話方等は総て関係すべからず」（第四拾五条）と厳しく戒めている。

② 正　　直

正直は真宗門徒が最も尊重したものであり、不実・虚偽・虚妄を退けることになる。[29]「辻　家憲」では、「家長は酒色を謹み質素を旨とし衛生を重んじ健全なる身体と精神とを養ふへし」（第弐拾弐条）、「家長にして酒色放蕩に耽り又ハ家名を汚し家道を顧みさる行為ありたるときは親戚会議又ハ重役会議により隠居せしむべし」（第弐拾参条）、「家家長にして酒色放蕩に耽り又ハ家名を汚し家道を顧みさる行為」（第弐拾七条）、「家長は徳義心を無視すへからず」（第弐拾九条）

これらは「家長は、……」となっているが、家長に限らず構成メンバーすべてに対して、「非道の振る舞い」を禁じている。そのことが正当な労働の対価としての利潤の取得に宗教的意義を与えることになり、これが真宗門徒の経済活動を推進する精神的エネルギーとなるのである。[30]

③ 節　　倹

節倹は、費用を省いて質素にすることであり倹約ともいう。「辻　家憲」には次のような項目がみられる。

「家長は日常質素を基礎とし他の驕奢贅沢の悪風は絶対的に廃捨すへし」（第弐拾六条）。すでに正直の項目でも列挙したが、「家長は酒色を謹み質素を旨とし……」（第弐拾弐条）、「家長は不義〔義〕鉄面織たる貪欲心匿〔惹〕起すへからず」（第参拾条）。

その具体的特徴としては、衣類・家屋・道具などを質素にすることである。そのような質素な生活ぶりを「徳」または「陰徳」という。食事も慎み、金銭・五穀その他の物資の尊重、つまり一粒一銭も粗末にするなという意味である。そして節倹の結果として「余裕があれば陰徳を積むべ

し」とされている。さらに、不時に備えて平常の暮らしを小さくしておくことであった。このような徳目の背後にあるのは、真宗門徒の人間観として、現世は、「夢の世」「仮の宿」であり、そこに住む人は「夢幻の身」である。現世に富や栄華を極めることは、現世に執着することに繋がり、阿弥陀如来に仕える身としては戒めるべき事柄であるとされる。(31)

④　忍　　耐

忍耐は精神的な意味の堪忍と肉体的な意味の忍耐力という側面があるが、「辻　家憲」に現われた項目は、「家長は忍耐勤勉を基とし……」（第参拾壱条）と常緑樹に例えて物心両面をさしているようである。

門徒の職業活動が弥陀の救済に対する報恩行のもとに行われるとき、職業精進を意志的に支える忍耐心の涵養は欠くことができないものであり、それは宗教的行事や世俗的民俗的諸行事を通して形成されたと思われる。日常的に繰り返される世俗的民族的な行事（広義の教養的要素）により形成される観念の積み重ねが重要な意味を持っていた(32)と思われる。

おわりに

数百年に渡り受け継がれた稼業を次世代へ継承することは、どの時代にあっても当主にとっては、容易いことではなかった。当主個人の努力だけで解決できない経済的危機や世間の風評に翻弄されることもあったに違いない。さまざまの問題に遭遇した際に、真摯に向き合ってきたからこそ、二十一世紀の今日まで存続してきたと言えよう。

R・N・ベラー（Robert N. Bellah）によれば、江戸期に創業の商家経営をする当主には、家への奉公の観念があり、これが経済的動機を強めることになり、むしろ家業における労働をほとんど神聖な義務としている。それは、労働が祖先の恩に対する返礼とみなされるからであると(33)指摘する。家を神聖なものと位置づけるため、次のような結果が生じることになる。すなわち、家の名誉を非常に重んじて、家名を汚さないように義務づけられていた。家の名誉は汚してはならず、家業は衰えさせてはならない。なぜならそのようなことは、祖先をはずかしめることになるから、(34)というのである。

ベラーは、家への奉公という観念が強く働き、家の名誉を尊重することに執着するため、経済的合理化を妨げることになり、進取の気性も抑止され、極端に保守的な商業政策を堅持するだけとなり、祖先が満足するだけのつつましい運命であったと解釈しているが、果たしてそうであろうか。(35)

江戸中期から後期に創業された商家で、明治維新を経て明治、大正、昭和と存続し、戦後の大きな価値観の変遷から、高度経済成長期を経て平成の今日まで、社会経済状況が大きく変動する時代をみてきた商家には、つつましい保守的な発想や態度だけでここまできたのではないと思われる。その例として創業から二五〇年以上経た辻　善兵衛家の家憲をみてきた。この家憲は、明治末期の四十年に十三代当主の辻　善兵衛武光が、後継者に残すために文字にしたものである。後段で記されていたように、文書化した家法が存在しなかったために、自家の存亡が危うくなり、離散消滅しそうになった、という。今後の危機回避のため、自らが四十七条からなる家法を作成して、子々孫々是非ともこの家法を慎んで守るべしとされている。

近江商人が最も栄えたとされる江戸期から明治への社会変動とその影響を十三代善兵衛武光は、おそらく身近で見聞きしていたのであろう。政治体制、法制度、社会階層等、目で見ることができるものに限らず、さまざまの事柄が変貌していく状況を目の当たりにしたのかも知れない。

家憲は、まず金銭に関わる具体的な行動を禁止している。投機的行為や連帯保証、さらに頼母子講にも関わるなと禁じている。仮に義務的に関わる際は、その掛け金は捨てるつもりでいるようにともされている。

次に、後継者不在の際は法律に定める順序によること、家の重大事は家長の独断でなく、重役会等の会議体に謀って決議するとされている。現代でも十分に通用するリスクの排除や危機管理の方法が示されている。

したがって、ベラーの指摘するように、決して先祖が満足するだけの慎ましい家業経営に甘んじていたわけではなかろう。さらに、この辻家も茂木町の島崎家の場合も藩主から御用商人として処遇されていたという。そうであれば、やはり家業継続だけを目的とした小規模経営ではなかったと思われる。

また、辻家につき紙幅の都合で、「辻　家憲」のみを取り上げたが、十三代善兵衛武光は、「家訓」「本店積立金憲則」「本邸相続金ノ厳則」「辻店則」も作成している。ここで示した「辻　家憲」は、家法の根幹に相当するので、全文を示してその主旨を口語訳にした。

このように「辻　家憲」には、家長が遵守すべきとして表現されているが、実態としては家長を通じて家業の構成員である従業員にも及ぶもの

である。

すなわち、神仏の崇敬（第参条）、陰徳を積むこと（第四条）、祖先祭祀の重要性とその励行（第五条）、質素（第弐拾六条）、倹約（第弐拾六条、参拾条）、忍耐（第参拾壱条）、勤勉（参拾壱条）等これまで他家の家訓、家憲に記載されている条項とあまり異なってはいない。

このように家憲を遵守して、一家の暮らし向きを安定させることが、家の目的である商売を繁盛させることに繋がるという論理である。家長が先祖から継承した家産は、家長のものでなく家の財産であるから、減らさないで次世代に継承するようにとうながすのである。つまり家の代表者としてより、家産が安定的に次世代に継承されることが重要視されたのである。

さらに、近江商人と社会活動、社会貢献について付け加えておきたい。従来から近江商人には、自家が儲けるだけでなく社会に対する寄付や社会貢献活動がさかんであったことは、すでに知られているところであるが、史料を見ていく中で目に止まった事柄があるので記述しておくことにする。

先に江戸期の火災は、商家にとって最も恐れられたと述べた。その災難に遭遇する商家を助ける役割が、酒造家の中にあったことを紹介しておきたい。この栃木周辺にだけ該当することか、全国的な傾向なのかまでは確認できていないが、酒造家の社会活動として「水之手掛」を引き受けたというのである。出火の際は、蔵から杜氏が飛び出してきて、各自の桶を持って水の手を勧める定めであった。その出精の慰労に金壱分二朱を拝領したとの記録[36]が残されている。史料の記録年代は、文久二（一八六二）年である。

今後は、北関東に現存する商家を数軒たずねた後、江戸の寛政期（一七八九～一八〇〇年）に、越後からの移住団として北関東に来た人たちと酒造家日野商人との関わりについて、考察を深めていきたい。

註

（1）近江商人の発祥地は大きく分けると、八幡（近江八幡市）、日野（蒲生郡日野町）、五個荘（東近江市五個荘）であるが、その取扱商品や業種にも地域により異なる。また同じ地域から出ていても、活躍した時代によりその様相も異なっている。

（2）しかしながら冒頭で触れたように、戸籍や登記簿には変更を加えていないが、現実に土地や家屋は親戚、知人に貸し出しているケースがある。

（3）茂木町史編さん委員会前掲書　六八七頁。

（4）拙稿「近江日野商人と報徳運動」二〇〇四年『龍谷大学論集』四六三号一三二―一六一頁。

（5）茂木町史編さん委員会前掲書　六八四―六八五頁。

（6）真岡市史編さん委員会編前掲書　六八〇頁。

(7) 徳田浩淳編著『とちぎ酒のあゆみ』二九―三〇頁。
(8) 徳田前掲書　三〇頁。
(9) 真岡市史編さん委員会編『真岡市史　第5巻　民俗編』七三頁。
(10) 真岡市史編さん委員会編『真岡市史　第7巻　近世通史編』四四三頁。
(11) 現在の当主である辻　達男氏からその書下し文（口語体）のコピーを入手することができた。本文は、毛筆で記されているが、これを読みやすくされたのは、東洋大学文学部史学科の大豆生田　稔教授である。大豆生田教授の了解を得て、本論に掲載した。
(12) 茂木町史編さん委員会『茂木町史　第5巻　通史編1』四六九頁。
(13) 茂木町史編さん委員会前掲書　六九一頁。
(14) 筆者が地元の商店主からの聞き取り調査で得た。
(15) 茂木町史編さん委員会前掲書　六八五―六八六頁。
(16) 茂木町史編さん委員会『茂木町史　第3巻　史料編2』四九四頁。
(17) 栃木県史編さん委員会編『栃木県史　通史編5　近世2』九二〇―九二二頁。
(18) 茂木町史編さん委員会編一九九八年『茂木町史　第3巻　史料編2　近世』八四七―八四八頁。
(19) 森岡清美『真宗教団と「家」制度』六二―六四頁。
(20) 森岡前掲書　六四頁。
(21) 森岡前掲書　六四―六五頁。
(22) 森岡前掲書　六六―七一頁。
(23) 森岡前掲書　七〇―七一頁。
(24) 外来者がその土地に来て、初めて世話になった家を指すが、定住する際には身元引受人のような役割をいう。
(25) 森岡前掲書　六八頁。
(26) 有元正雄『宗教社会史の構想―真宗門徒の信仰と生活』三七頁。
(27) 口羽益生「宗教意識と社会的実践―浄土真宗門信徒を中心に―」一七四頁によれば、「宗教と倫理の関係を考えるとき、倫理というのをしなければならないというふうには考えない。宗教心から倫理を考える場合には、み仏の心を仰いでいれば、「せずにおれない」ようになる。み仏のお慈悲を仰いでいる者には、よいことは「せずにおれない」ようになる。つまり浄土真宗の宗教意識を持っている人は、そういう気持ちで社会的実践を自発的にやられる人が多い。」と述べられている。
(28) 有元前掲書　三八―三九頁。
(29) 有元前掲書　四〇頁。
(30) 有元前掲書　四一頁。
(31) 有元前掲書　四三頁。
(32) 有元前掲書　四五頁。
(33) R・N・ベラー・池田昭訳『徳川時代の宗教』二四四頁。
(34) R・N・ベラー・池田昭訳　前掲書　二四五頁。
(35) R・N・ベラー・池田昭訳　前掲書　二四六頁。
(36) 徳田前掲書　一三五頁。

【参考文献】

有元　正雄　一九九七年『宗教社会史の構想―真宗門徒の信仰と生活―』吉川弘文館

小川　聖　二〇〇三年「栃木の造り酒屋と近江商人」栃木県歴史文化研究会『歴史と文化』十二号

大谷　照裕　一九九八年「真宗の社会実践―真宗と近江商人―」『印度學仏教學研究』第三十六巻二号

河村　望　一九九八年「近江商人と浄土真宗」『東京女子大学社会学会紀要』二十六号

河村　望　一九九九年『日本社会の近代化と宗教倫理』

口羽　益生　二〇〇六年「宗教意識と社会的実践―浄土真宗門信徒を中心

に―」『二〇〇三（平成十五）年度布教講会講義録』本願寺出版社
駒井　正一　二〇〇二年『日野商人―隠れたる北関東での謎―』（私家版）
東京交通社　一九一七年『大日本職業別明細図　第一七三号』
徳田　浩淳　一九六一年「江州日野商人と越後杜氏」『栃木酒のあゆみ』栃木県酒造組合
栃木県史編さん委員会編　一九八四年『栃木県史　通史編5　近世2』
栃木県史編さん委員会編　一九七六年『栃木県史　資料編　近世2』
栃木県史編さん委員会編　一九七五年『栃木県史　資料編　近世3』
R・N・ベラー著・池田昭訳　一九六六年『徳川時代の宗教』未来社
真壁町史編さん委員会編　一九八四年『真壁町史料　近現代編1』
真壁町史編さん委員会編　二〇〇二年『真壁町史料　近現代編Ⅳ―醸造業―』
真岡市史編さん委員会編　一九八六年『真岡市史　第五巻　民俗編』
真岡市史編さん委員会編　一九八八年『真岡市史　第七巻　近世通史編』
茂木町史編さん委員会編　一九九八年『茂木町史　第三巻　資料編2　近世』
茂木町史編さん委員会編　二〇〇一年『茂木町史　第五巻　通史編1　原始古代・中世・近世』
森岡　清美　一九六二年『真宗教団と「家」制度』創文社